

資料 3 - 4 (修正)

「湖医会」事務局規程 (案)

平成 23 年 10 月 29 日制定

(趣旨)

第 1 条 滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則第 10 条第 3 項に基づき、事務局の運営に関する必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 事務局は、本会会則に基づき本会の運営に必要な事務全般を行う。

(事務局の統括)

第 3 条 総会において選出された事務局担当副会長は、事務局を統括し、また必要な事務渉外を行う。

(職員)

第 4 条 事務局に、事務局長及び事務職員を置く。

2 事務局長は、事務局担当副会長の意向を受け、事務局を総括し、事務局の円滑な運営を行う。

3 事務職員は、上司の命を受け課せられた一般事務を行う。

(報酬)

第 5 条 前条の職員の報酬は、別に定める給与規程及び給与等支給基準による。

(守秘・服務義務)

第 6 条 事務局職員は、社会的な良識、コンプライアンス及び個人情報保護法に従い職務を行うこととし、職務上知り得た秘密は厳に守るとともに、労働契約等を遵守しなければならない。

(規程の改正等)

第 7 条 この規程の改正及び施行に関し必要な事項は、幹事会の議を経て決定する。

付 則

この規程は、平成 23 年 10 月 29 日より施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。